

平成 23 年 6 月 17 日

原発起因災害対策促進法案（仮称）骨子

東北志士の会

代 表	根本 匠（福島）
世話人代表	鈴木俊一（岩手）
幹 事 長	西村明宏（宮城）
事務総長	御法川信英（秋田）

「原発起因災害」克服総合戦略は、立法府の意思を示し、施策を強力に推進するため立法化する必要があり、東北志士の会として、原発起因災害対策促進法案（仮称）骨子を提言する。

1. 目的

○この法律は、原発事故による放射性物質の拡散による風評被害や健康被害など、原発事故に起因する様々な二次災害（原発起因災害）について、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、総合的な対策の迅速な実施を促進し、もって原発起因災害からの被災地の復興を促進することを目的とする。

2. 定義

○この法律において「原発起因災害」とは、原子力発電所の苛酷事故によって放射性物質が広範囲に拡散したことに起因する周辺地域の住民の健康不安並びに農林水産業及び観光業をはじめとする産業活動の停滞をいう。

○この法律において「原発起因災害対策」とは、原発起因災害の防止のための施策及び原発起因災害の影響の緩和を図るための施策をいう。

3. 基本原則

○原発起因災害対策は、緊急性が高く、迅速な対応を要するものであり、原発事故の収束を待つことなく、直ちに実施しなければならない。

○原発起因災害対策は、電気事業者や地方自治体のみでは総合的かつ迅速な対応が困難であり、国が責任を持って実施しなければならない。

4. 責務等

○国は、基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な原発起因被害対策を策定し、及び実施する責務を有する。

○国は、地方公共団体及び電気事業者が行う原発起因被害対策に関する取組の効果が最大限に発揮されるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

5. 基本的施策

(1) 放射性物質の拡散及び放射線量の現状の正確な把握と除染

○国は、原発災害による放射性物質の拡散及び放射線量に関する実態の把握及び公表について、地方公共団体その他関係機関と連携し、責任を持って迅速に取り組むものとする。

○国は、放射性物質の拡散及び放射線量の実態に基づき、住民の健康被害を防止し、地域の経済産業活動を促進する観点から、科学的合理的な知見に基づき必要性が認められると判断される場合には、放射性物質を除染し、放射線量を低下させるために必要な施策を講ずるものとする。

○国は、放射性物質の除染に関連する技術の開発及び普及の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 放射性物質及び放射線に関する国民理解と不安の軽減

○国は、放射線及び放射性物質の影響について、国民の正確な理解を促進するよう、必要な情報の迅速な提供及び広報活動の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

○国は、放射線及び放射性物質の影響が健康に及ぼす影響についての国民の不安を緩和するため、精神的な被害を含め、健康被害に対する継続的な情報の収集及び提供並びに健康診断等、必要な医療の実施のために必要な施策を講ずるものとする。

(3) 風評被害克服に向けた取り組み

○国は、原発事故に起因する間接的な被害が、農業、加工食品業、観光業、工業等の広範な産業に及ぶことに鑑み、その防止及び解決に向けて、必要な情報の収集及び提供並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(4) 風評被害への適切な補償

○国は、原発事故に起因する直接的及び間接的な被害に対して、適切な補償が行われるよう、必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

(5) 地方公共団体に対する財政措置等

○国は、地方公共団体が原発起因災害対策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(6) 被災地域の雇用の創出及び活力回復

○国は、原発起因災害に被災した地域において産業活動が停滞することを防止するため、被災地域における雇用の創出を通じた地域の活力回復のために必要な施策を講ずるものとする。

以上